### 1. 組織名

日本機械輸出組合

## 2. 提出意見①

## 該当する交渉分野

## 環境

# 意見

第1回意見に記載されたベトナムMONRE (Minister of Natural Resources and Environment)による廃棄物リサイクルの生産者責任を定めた法案に関する意見は、状況に改善がみられるため削除いたしたく。

ベトナムMONRE (Minister of Natural Resources and Environment)により、廃棄物リサイクルの生産者責任を定めた法案が提示されているが、販売量に基づく回収目標が生産者に課されており、消費者による廃棄行為やインフォーマルセクターへの廃家電の流れも生産者責任の範囲に入る内容となっている。消費者が製品を使用している間は、製品は廃棄物ではなく、その廃棄を促すような目標設定は環境保護、資源の有効活用の観点から望ましくない。また、上記の回収目標に関する罰則も規定されており、環境ファンドへの貢献が求められている。さらに、消費者からの回収に要する費用もメーカー負担であることから、メーカーの負担が過剰となっている。(※根拠法令:「Providing Regulations on Collection, Treatment of Discarded Products」(法案))改善要望として、

- ・消費者の責任を明確に規定し、回収拠点に廃家電を持ち込む行為は、消費 者の責任とすべき旨を明らかにして頂きたい。
- 販売量に基づく回収目標を撤廃して頂きたい。

## 3. 提出意見②

# 該当する交渉分野

## 環境

## 意見

第1回意見に記載されたベトナムWEEE decisionに関しては、当初の根拠法令にあった回収義務率の設定について、業界団体、日越共同イニシアティブなどの交渉の結果、2013年(平成25年)8月に公布された首相決定において最終的に撤回されるに至った。そのため、要望事項を以下のように変更したい。

廃電気・電子製品の回収に関して、ベトナムでは非公式な回収の仕組みが存在し、特有の消費慣行があるため、製造者・輸入者が回収率を守ることは困難となっている。これについては、首相決定50号が正式に2013年(平成25年)8月に公布され、回収可能な実施細目の内容について、来年中ごろを目途に検討していくこととなっている。従い、改善要望として、

<u>・現在官民で議論されている日越共同イニシアティブフェーズ5にて、引き続き</u> 民間の意見を取り入れ、実行可能な制度設計を要望する。

- ※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出 意見」の行をコピーの上、行を追加願います。
- ※ 異なる交渉分野について意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。

## 日本のTPP交渉参加に関する意見提出様式

以下提出意見は、全て日本機械組合提出の平成25年7月17日付け『日本のTPP交渉参加に関する意見・要望』(「第1回意見」)および平成25年8月15日付け『日本のTPP交渉参加に関する追加意見・要望』(「第2回意見」)の補足、削除であり、いずれも新規のものではない。

#### 提出意見①

## 該当する交渉分野

原産地規則(第1回意見・第2回意見の補足)

#### 意見

第1回意見は、原産地規則に関して、次のとおり意見・要望している。「具体的な関税番号変更 基準並びに付加価値基準は、これまで我が国が締結したEPA の品目別の基準(例えば、HS コード4 桁(CTH)での関税番号変更基準または付加価値40%基準のco-equal rule)に基づい て交渉にあたられることを望む。」「第2回意見」で家電メーカーからの意見を追加したように、 今回は自動車に搭載されるベアリングのメーカーより個別意見があり、原産地規則は一律では なく、製品製造の特性に応じた取り決めであるべきと改めて述べたい。軸受(8482.xx)完成品の 場合、関税番号変更基準については6桁(CTSH)が望まれる。①製造者が、製品を自社で組み 立て完成させる場合、関税番号変更基準CTSHの規則であれば、自ら原産性を容易に証明でき る。一方、CTHの関税番号変更になると、全ての場合にサプライヤー製造証明書または同意通 知書の発行を製造者の協力企業(ほとんどが中小零細企業)に依頼することになる。経営資源 の乏しい協力企業様のご負担を回避する目的からも、CTSHの条件でお願いしたい。②金属部 品等を組み立てることにより、軸受という精密要素部品になることから、組み立てをすることは、 十分に原産性を付加していると言うに足りると思われる。③将来的に構成部品のグローバル調 達が進んだ場合、FTA/EPA原産地規則がCTHで規定されてしまうと、日本において軸受の精 度を決定する重要工程である研削・組立をしても、日本製とはなりえなくなるところから、製造の 実態にそぐわなくなる可能性が懸念されるところから、CTSHを強く希望する。

### 提出意見②

## <u>該当する交渉分野</u>

原産地規則(第1回意見の補足)

### 意見

第1回意見では、輸入者完全自己証明制度の導入に明確に反対した。また付加価値算定のネットコスト方式、トレーシング方式に反対申し上げた。今回、会員企業のベアリングメーカーより追加意見として、①ネットコスト方式、トレーシング方式での付加価値算定が複雑で使い勝手が悪いこと。②ネットコスト方式で原産地を検認する場合、その複雑性故、制度への理解不足や恣意的な解釈による誤用を生み、制度を正確に運用することが困難となる可能性が高くなること。③輸出者(製造者)およびそのサプライヤーは、原産性の証明および検認に際し、自らの原価情報の詳細を非関連輸入者に提供することになり、TPPの利用をためらうこととなること。④いくら関税番号変更基準または付加価値基準について望ましい条件に合意できたとしても、輸入者完全自己証明制度が導入された場合、TPPは大企業のみならず中小企業を含む輸出者関係者の全てに無益なものとなる危険性がある。ついては、輸入者完全自己証明制度を導入しないこと、および付加価値算定でネットコスト方式、トレーシング方式を導入しないことを改めて要望する。

## 日本のTPP交渉参加に関する意見提出様式

## 提出意見③

## 該当する交渉分野

環境(第1回意見の削除)

## 意見

第1回意見に記載されたベトナムMONRE (Minister of Natural Resources and Environment)に よる廃棄物リサイクルの生産者責任を定めた法案に関する意見は、状況に改善がみられるた め削除いたしたく。

べトナムMONRE (Minister of Natural Resources and Environment)により、廃棄物リサイクルの生産者責任を定めた法案が提示されているが、販売量に基づく回収目標が生産者に課されており、消費者による廃棄行為やインフォーマルセクターへの廃家電の流れも生産者責任の範囲に入る内容となっている。消費者が製品を使用している間は、製品は廃棄物ではなく、その廃棄を促すような目標設定は環境保護、資源の有効活用の観点から望ましくない。また、上記の回収目標に関する罰則も規定されており、環境ファンドへの貢献が求められている。さらに、消費者からの回収に要する費用もメーカー負担であることから、メーカーの負担が過剰となっている。(※根拠法令:「Providing Regulations on Collection, Treatment of Discarded Products」(法案))改善要望として、

- ・消費者の責任を明確に規定し、回収拠点に廃家電を持ち込む行為は、消費者の責任とすべき旨を明らかにして頂きたい。
- 販売量に基づく回収目標を撤廃して頂きたい。

## 提出意見④

### 該当する交渉分野

環境(第1回意見の補足)

## <u>意</u>見

第1回意見に記載されたベトナムWEEE decisionに関しては、当初の根拠法令にあった回収義務率の設定について、業界団体、日越共同イニシアティブなどの交渉の結果、2013年(平成25年)8月に公布された首相決定において最終的に撤回されるに至った。そのため、要望事項を以下のように変更したい。

廃電気・電子製品の回収に関して、ベトナムでは非公式な回収の仕組みが存在し、特有の消費 慣行があるため、製造者・輸入者が回収率を守ることは困難となっている。これについては、首 相決定50号が正式に2013年(平成25年)8月に公布され、回収可能な実施細目の内容について、来年中ごろを目途に検討していくこととなっている。従い、改善要望として、

<u>・現在官民で議論されている日越共同イニシアティブフェーズ5にて、引き続き民間の意見を取り入れ、実行可能な制度設計を要望する。</u>

## 日本のTPP交渉参加に関する意見提出様式

### 提出意見⑤

## 該当する交渉分野

TBT(第1回意見の削除)

#### 意見

第1回意見に記載されたベトナムのTV含む家庭用電気電子機器のラベリングスケジュール及びガイドラインに関する意見は、状況に改善が見られるため、削除いたしたく。

首相決定および通達によって、TV を含む家庭用電気電子機器のラベリングのスケジュール及びガイドラインが公布されていたが、TV の基準値は施行日(2013 年1 月1 日)直前の2012 年末に発行された上、ベトナム政府認定のTV 測定機関がなく、施行日以降ラベルなしでの販売を余儀なくされていた。その後、1 月14 日にベトナム商工省から首相府に提出されていたTV ラベリング措置の1 年延期の提案がようやく認められ、首相決定の改正が公布された。しかしながら、依然として測定機関に関する発表はなく、施行に向けて準備に入れない状況が続いている。(※根拠法令:「首相決定 No.51」、「通達 No.07/2012/TT-BCT」、「首相決定 No.03/2013/QD-TTg」)改善要望として、

- ・TV ラベリング措置の1 年間の延期が認められたが、1 年後の円滑な実施に向け、ベトナム国内での運用体制を整えて頂きたい。
- ・TV については、未だに測定機関がない。早期に測定機関の認定をお願いするとともに、資格を満たすベトナム国外の機関も認めるようにして頂きたい。
- ・TV ラベリングに関する詳細なガイドラインを早急に発行して頂きたい。
- ・その他、TBT 協定に基づく措置として、TPP 加盟国が基準・認証に関して何らかの措置を実施する際には、TBT 協定に準拠し、貿易制限的でなく、かつ公正な手続きで行われる旨の合意をして頂きたい。

### 提出意見⑥

## 該当する交渉分野

TBT(第1回意見の補足)

#### 意見

第1回意見に記載されたメキシコの消費電力量のラベル表示規制に関する以下の件、根拠となる法規制が更新されたため、変更する。

186 品目に及ぶ製品カテゴリーに対して、消費電力量のラベル表示規制が2011 年9 月から導入されたが、未だに消費電力量の測定規格が指定されておらず、表示される数値の統一性、信頼性が統一されていない状況が続いている。また、この状況が改善されていないにもかかわらず、規制当局から新たに重複する製品カテゴリー(テレビやオーディオ製品等)に対して、消費電力に関わるラベル表示規制が提案されている。顧客が製品を購入する際、さらなる混乱が引き起こされ、公正な競争が阻害される可能性がある。また、企業の負担もさらに増加する。(※根拠法令:「エネルギーの持続可能な使用のための法律」23 条、「エネルギーの持続可能な使用のための法律」25 条~28 条、「待機電力を必要とする機器の最大電力基準値に関する規格の素案」(PROY-NOM-032-ENER-2013)改善要望として、

- ・消費電力ラベル表示規制については、対象製品カテゴリーを絞り込んで頂きたい。
- ・試験方法、消費電力量の算出方法については、一般的に使用されている既存の国際規格と 整合させて頂きたい。
- 問題が解決されないまま、新たな規制を提案しないで頂きたい。
- ・連邦政府国家エネルギー利用効率化委員会が中心となって、各メーカーが表示する消費電力量の測定規格をカテゴリー別に指定し、その適用に強制力を持たせてもらいたい。